

韓国併合二〇〇年

二階宏之

二〇一〇年は一九一〇年の韓国併合から一〇〇年目に当たる。日韓間では、一九一〇年の「韓国併合に関する条約」が、当初から有効か無効かという議論が紛糾している。

韓国併合の研究に関して様々な視点からの考察があるが、ここでは、一九〇四年の日露戦争開戦から一九一〇年の韓国併合に至る過程において、その中心人物である伊藤博文の対韓政策について研究した資料を紹介する。

統監府統治期における研究では、初代統監となった伊藤博文が韓国併合を積極的に進めたか否かという点に議論が分かれる。そして、韓国併合をどの時点で決めたのか、韓国併合に至る理由は何であったのかという点に議論が膨らむ。その中で、「保護国論」か「併合論」か、「漸進派」か「急進派」か、「文化統治」か「武断統治」かという観点が鍵を握る。

森山茂徳著『日韓併合』(日本歴史叢書 四七)(吉川弘文館 一九九五年)では、伊藤博文は韓国の自治の実現に

保護政治の目標を設定し、韓国併合は最後の手段であると述べている。つまり、伊藤博文は当初は保護国論者であったが、「自治育成政策」への批判や外国の干渉の恐れから併合論者に転換したという見方である。伊藤博文は統監に就任すると借款の必要性や教育の振興、警察力の強化などの文化政策を打ち出した。一九〇七年七月に第三次日韓協約が調印されると、司法制度整備、銀行設置、教育振興、殖産興業の四つの要素から成る「自治育成政策」を進めていく。第三次日韓協約により日本が韓国を全権掌握したが、併合は行われなかった。その最大の理由は、ロシアが併合を承認しなかったことであるという。そして、第三次日韓協約の調印が実質的な併合であったと結論づける。

海野福寿著『伊藤博文と韓国併合』(青木書店 二〇〇四年)では、伊藤博文が自治植民地を目指しながら、漸進的に韓国併合を進めた点に論理を展開している。日本主導の近代化を推進していけば、やがて韓国人も近代化に馴化し、将来は日本の従属国家としての植民地自治国となることに韓国も合意するであろう、これが伊藤博文の韓国植民地化の基本構想であるという。そのうえで、国際的承認が得られれば韓国併合を行い、韓国を植民地自治国として軟着陸させようというのである。しかし、懐柔によって韓国国民の信頼を得ることができず、正当性の獲得に自信を失った精神的打撃は、疲労を加重させていき、伊藤博文は、一九〇九年五月に統監を辞任する。

伊藤之雄、李盛煥編著『伊藤博文と韓国統治：初代韓国統監をめぐる百年目の検証』(人と文化の探究六)(ミネルヴァ書房 二〇〇九年)は、日韓の二人の著者による論文で構成されており、伊藤博文を併合論者と考えない日本人研究者と、併合論者と考える韓国人研究者に見解が分かっている。伊藤之雄の論文では、伊藤博文が併合論者であるか否かという二者択一の問題設定はあまり意味がなく、大切なことはどのような過程で、どのような形で、いつ伊藤博文が併合を決意したのかということ、実証的に考察することである、と述べている。伊藤博文は、少なくとも一九〇七年五月までは併合をしない形の韓国統治構想を維持し、日本の利益を第一に考えつつも、韓国の利益も考慮し、最小限の経費で施政の近代化を進めようとした。方光錫の論文では、伊藤博文は終始併合の可能性を認めていたと、現在の韓国学界の通説を述べる。しかし、併合の進め方は漸進論をとり、政策の転換については慎重であった。一九〇七年の後半から韓国国民の激しい抵抗などにより、保護統治の限界を感じ、次第に併合論に傾いたと見ている。李盛煥の論文では、第三次日韓協約の調印を前後して、伊藤博文の韓国統治は質的に大きな変化を見せ、保護政治が失敗したことを指摘する。すなわち、ロシアをはじめとする外国勢力の介入可能性に加え、高まりつつあった韓国国内の民族運動に危機感を持ち、保護政治から植民地化へと政策転換したという。

小川原宏幸著『伊藤博文の韓国併合構想と朝鮮社会：王権論の相克』(岩波書店 二〇一〇年)は、日本の政治指導者における複数の韓国併合、韓国植民地化構想、伊藤博文の政策を具体的に検討する一方、日本の韓国植民地化過程における韓国社会の反応を究明しながら日本の韓国併合過程を考察した。日本は一九〇五年一月に調印された第二次日韓協約により韓国を保護国化すると、一九〇六年二月に統監府を設置した。伊藤博文が重視したのは、皇帝権の抑制と傀儡政権による国家的従属関係の構築であった。第三次日韓協約によって、日本が韓国内政権に干渉する法的根拠を獲得し、統監府の植民地権力機構化を進展させた。ここで、第三次日韓協約以降の統治体制を筆者は「第三次日韓協約体制」と呼び、それは、伊藤博文の韓国併合構想を反映した過渡期的な支配体制であったと主張する。つまり、伊藤博文は第三次日韓協約体制によって韓国併合を円滑に進めようとしていたのであり、伊藤博文を保護国論者としてとらえることはできないと指摘する。

※ここでいう「韓国」とは一八九七年から一九一〇年まで続いた「大韓帝国」を指す。